

## 環境ガイドライン担当審査役年次活動報告書(2017年度)

### 1. はじめに

#### (1) 異議申立手続<sup>1</sup>の概要

異議申立手続の目的は、株式会社国際協力銀行(以下「国際協力銀行」)による環境社会配慮のためのガイドライン<sup>2</sup>(以下「環境社会配慮ガイドライン」)及び原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮確認のための指針<sup>3</sup>(以下「指針」)の遵守を確保するため、環境社会配慮ガイドライン及び指針の遵守・不遵守にかかる事実を調査し、結果を経営会議に報告すること、並びに 環境社会配慮ガイドライン及び指針の不遵守を理由として生じた国際協力銀行の投融資案件に関する具体的な環境・社会問題にかかる紛争に関して、迅速な解決のため、当事者間の合意に基づき当事者間の対話を促進することにあります。

具体的には、現地の住民から、環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン及び原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮確認のための指針に基づく異議申立手続要綱(以下「異議申立手続要綱」)に基づき、「環境社会配慮ガイドラインが遵守されておらず、現地で被害が生じている」等の申立があった場合、環境ガイドライン担当審査役(以下「審査役」)が独立・中立的な立場から調査を行い、その結果を経営会議に報告します。さらに、当事者間の対話を促す等の活動により、現地での問題の解決に向けて貢献します。

本行異議申立手続制度は、輸出信用機関としては、国際的にも先進的なものであり、経済協力開発機構(OECD)の場で示された国際的な環境配慮ガイドライン「コモンアプローチ」に先行して、2003年10月より導入したものです。

国際協力銀行は、2012年7月に制定した異議申立手続要綱について、2015年1月の環境社会配慮ガイドラインの改訂等を踏まえ、同年に同要綱を改訂しました。また、2017年6月の国際協力銀行の体制変更に伴い同要綱の必要部分につき同月に一部改訂、さらには2017年12月の指針策定に伴い、再度の一部改訂を同月に行いました。

#### (2) 年次活動報告書について

この年次活動報告書は、異議申立手続要綱において定められたとおり、毎年度の審査役の活動状況を公表するものです。

<sup>1</sup> 「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン及び原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮確認のための指針に基づく異議申立手続要綱」

<https://www.jbic.go.jp/ja/business-areas/environment/disagree/images/procedure02.pdf>

<sup>2</sup> 「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」

[https://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/page/2015/02/34813/business\\_201502147\\_01.pdf](https://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/page/2015/02/34813/business_201502147_01.pdf)

<sup>3</sup> 「原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮確認のための指針」

<https://www.jbic.go.jp/ja/business-areas/environment/images/consultation01.pdf>

## 2. 2017 年度活動報告

### (1) 異議申立および調査結果等報告書の作成・公表

#### (イ) 異議申立

2017 年度(2017 年 4 月～2018 年 3 月)の異議申立受理件数は、次の 1 件でした。

異議申立受理日:	2017 年 5 月 24 日
案件名:	西ジャワ州チレボン石炭火力発電所 Unit2 プロジェクト
国名:	インドネシア共和国
現在(2018 年 8 月)の状況:	手続の暫定的停止

上記案件を受理後、現地における訴訟を理由に一時的に手続開始決定を留保しましたが、2017 年 9 月 25 日に手続開始の決定を行い、その後、環境ガイドライン遵守に係る調査等を実施しました。現在は上記の通り、現地における新たな訴訟提起を理由に手続の暫定的停止の状態にあります。

#### (ロ) 異議申立案件に関する調査結果等報告書の作成・公表

昨年度中に異議申立を受理した中部ジャワ州セントラルジャワ石炭火力発電所プロジェクトについて、2017 年 6 月 19 日に経営会議に報告を行いました。当該報告については、個人情報・法人情報、その他の法に基づき不開示とすべき事項の有無について確認した上で、国際協力銀行のホームページに公開しました<sup>4</sup>。

### (2) 広報活動

国際協力銀行のホームページ(和文、英文)において、異議申立手続について説明し、審査役のプロフィール等を掲載しています。また、異議申立手続要綱(和文、英文)については、ホームページに掲載している他、冊子を作成し、本店、西日本オフィス、海外の駐在員事務所を通じて配布を行い、制度の周知に努めています。

### (3) 世界銀行インスペクション・パネル等との協議

世界銀行等の国際金融機関においては、異議申立手続及びそれに従った審査組織が 20 年以上前から逐次導入されており、その名称は機関によって様々ですが、最近では一般にインデペンデント・アカウントビリティ・メカニズム(IAM)と呼ばれるようになってきています。その中でも、世界銀行インスペクション・パネルは 1993 年に設置され、これまで累計

<sup>4</sup> 「インドネシア共和国中部ジャワ州セントラルジャワ石炭火力発電所プロジェクトに関する異議申立に係る調査結果等報告書」

[https://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/page/2017/06/57360/20170619ExaminationReport\\_ja.pdf](https://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/page/2017/06/57360/20170619ExaminationReport_ja.pdf)

100 件以上の異議申立の受付実績がある等、各機関の IAM の中で、最も長い歴史を持っています。

また、世界銀行インスペクション・パネルが、国際金融機関や二国間機関等に呼びかけ、2004 年から情報共有及び意見交換を行うための場として、IAM 年次会合を開催しています。その第 14 回会合が 2017 年 8 月 28 日～30 日にギリシャ・テッサロニキにて、黒海貿易開発銀行(BSTDB)主催で開催されました<sup>5</sup>。なお、新しい国際機関・二国間機関が引き続き IAM ネットワークへの参加申請を行い、同ネットワークへの参加機関は拡大しつつあります。

会議においては、各 IAM からの活動報告及びテーマ毎のセッションが行われました。各 IAM の活動報告では、それぞれの異議申立件数・その他取扱案件の特徴・アウトリーチ活動・人事異動等について報告が行われました。さらに、テーマ毎のセッションでは、IAM の持つ開発分野におけるインパクトに関する費用便益分析、複数の IAM による案件への共同対応の利点と問題点、各種ワーキング・グループの検討結果、IAM ネットワークのガバナンスの枠組・メンバー資格・長期的な持続性等について、個別のテーマが議論されました。

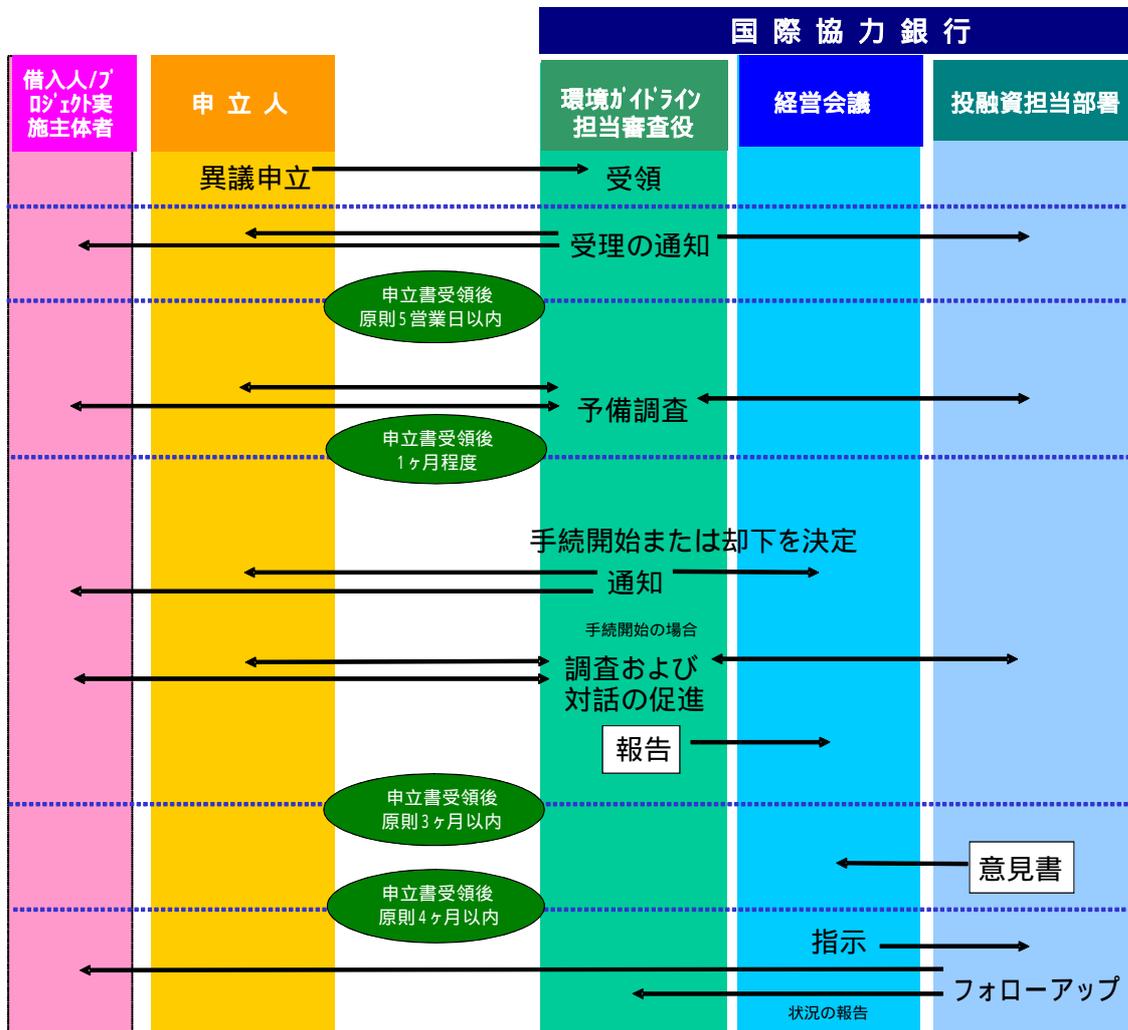
審査役は、こうした活動を通じて、異議申立手続の公正・適正な運用、実務上の留意点等に関する情報共有及び意見交換を積極的に進めています。

---

<sup>5</sup> 第 14 回会合参加機関(JBIC を除く)：世界銀行インスペクション・パネル、IFC コンプライアンス・アドバイザー・オンブズマン、EBRD プロジェクト・コンプレイント・メカニズム、ADB アカウンタビリティ・メカニズム、IDB インデペンデント・コンサルテーション・アンド・インヴェスティゲーション・メカニズム、AfDB インデペンデント・レビュー・メカニズム、CDB オフィス・オブ・インテグリティ・コンプライアンス・アンド・アカウンタビリティ、UNDP ソーシャル・アンド・エンバイロメンタル・コンプライアンス・ユニット、BSTDB インターナル・オーディット、GCF インデペンデント・リドレス・メカニズム、EIB コンプレインツ・メカニズム、OPIC オフィス・オブ・アカウンタビリティ、DEG/FMO インデペンデント・コンプレインツ・メカニズム、AFD エンバイロメンタル・アンド・ソーシャル・コンプレインツ・メカニズム、NEXI 環境ガイドライン審査役

## 参考: 異議申立の手續

### (1) 手續の流れ



### (2) 異議申立書の提出方法

(提出様式) 書面による提出

(郵便宛先) 〒100-8144 東京都千代田区大手町 1-4-1

株式会社国際協力銀行  
環境ガイドライン担当審査役

(ファックス番号) 03-5218-3946

(メールアドレス) [sinsayaku@jbic.go.jp](mailto:sinsayaku@jbic.go.jp)

(ホームページ) <https://www.jbic.go.jp/ja/business-areas/environment/disagree/procedure.html>

(例)

申立書

平成 年 月 日

株式会社国際協力銀行  
環境ガイドライン担当審査役 行

(A) 申立人氏名：  
(B) 申立人の連絡先：  
【代理人がいる場合は以下を記入】  
(代理人氏名)  
(代理人連絡先)  
プロジェクト実施主体への匿名を希望  
しますか(いずれかに をする)  
はい・いいえ

(C) 異議を申し立てる対象の案件：

- ・ 国名
- ・ プロジェクトサイト
- ・ プロジェクトの概要

(D) 申立人に対して生じた重大な具体的被害または将来発生する相当程度の蓋然性がある重大な被害：

(E) 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項および不遵守の事実：

(F) ガイドライン不遵守と被害の因果関係：

(G) 申立人が期待する解決策：

(H) プロジェクト実施主体との協議の事実：

(I) 当行投融資担当部署との協議の事実：

(J) (代理人を介して申立を行う場合) 代理人を介して申立を行う必要性の記載および申立人が代理人に対し授権していることの証憑：

申立人は、本申立書に記載されている事項が全て真実であり、虚偽のない事を約束します。

以上